

内水面短信

H27 第 1 号

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL : 017-734-9851

FAX : 017-734-8166

平成 27 年 7 月 31 日

第 19 期第 10 回内水面漁場管理委員会の概要

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 27 日（月）午後 3 時～
- 2 場 所 五所川原市 ホテルサンルート五所川原
2 階「萬葉の間」
- 3 出席者 委 員 10 名
県 水産振興課 2 名、
八戸水産事務所 1 名、
むつ水産事務所 1 名、
鱒ヶ沢水産事務所 1 名
(地独) 県産業技術センター内水面研究所 1 名
事務局 3 名



4 概 要

○議案の審議 2 件

【 議 案 】

(1) ニホンウナギの採捕の制限にかかる委員会指示の発動について

青森県農林水産部長より、ニホンウナギ資源の保護を図るため、ニホンウナギ採捕の制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細は[青森県内水面漁場管理委員会指示第 2 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

1 採捕の禁止

公共用水面等において、10 月 1 日から翌年 5 月 21 日までの間はニホンウナギを採捕してはならない。

2 大きさの制限

公共用水面等において、9 月 1 日から同月 30 日まで及び翌年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、全長 40 センチメートル以下のニホンウナギを採捕してはならない。

3 制限期間

平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで

(2) 遊漁規則の変更の認可について（奥入瀬川漁業協同組合 内共第 43 号に係る件）

青森県知事から、奥入瀬川漁業協同組合 内共第 43 号の遊漁規則の変更（中学生以下の遊漁料を無料とする）の認可について諮問があり、審議した結果、諮問のあったとおり認可して差し支えのない旨を答申することとした。